

川南町告示第 95 号

公示送達について

下記の者は、居所不明のため、令和8年度町民税・県民税・森林環境税税額（納税）決定通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は川南町役場税務課に保管してあるので、来庁の上、受領すること。

令和8年6月24日

川南町長 宮崎 吉敏



記

- 1 黒木 友和
- 2 黒木 逸男
- 3 TOE ZAW LATT

以上